

府中市都市・地域交通戦略（分倍河原駅周辺地区）推進協議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市都市・地域交通戦略（分倍河原駅周辺地区）推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の委員）

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共交通事業を行う者及び公共交通関係団体の構成員 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 6人以内
- (4) 分倍河原駅周辺まちづくり協議会の代表者 2人以内

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。